	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
改正項	目	ΙΞ	新 (平成 31 年 4 月 1 日以降の入札公告及び 入札通知を行う入札から適用)
最低制限価格及び 低入札調査基準価格 (第4条)	土木工事	①から④までの合計額 (範囲:工事価格の8.7/10~9.2/10) ※(①+②+③+④)は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55	①から④までの合計額 (範囲:工事価格の8.7/10~9.2/10) ※(①+②+③+④)は1万円未満端数切捨 ①直接工事費の額 ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額×0.80 ④一般管理費等の額×0.55
最低制限価格 (1億5千万円未満) 低入札調査基準価格 (1億5千万円以上)	建築工 事・水道 工事及び 設備工事	①から④までの合計額 (範囲:工事価格の8.7/10~9.2/10) ※(①+②+③+④)は1万円未満端数切捨 ①(直接工事費の額×0.90)×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③(現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.90 ④一般管理費等の額×0.55	①から④までの合計額 (範囲:工事価格の8.7/10~9.2/10) ※(①+②+③+④)は1万円未満端数切捨 ①(直接工事費の額×0.90)×0.97 ②共通仮設費の額×0.90 ③(現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.90 ④一般管理費等の額×0.55

	1		
		①から④の額	①から④の額
		※①から④の額は1万円未満端数切捨	※①から④の額は1万円未満端数切捨
	費目的	【土木工事】	【土木工事】
		① 直接工事費の額×0.75	① 直接工事費の額×0.75
		② 共通仮設費の額×0.70	② 共通仮設費の額×0.70
	判断基準	③ 現場管理費の額×0.80	③ 現場管理費の額×0.70
	(第6条第 1号)	④ 一般管理費等の額×0.55	④ 一般管理費等の額×0.55
		【建築工事・水道工事及び設備工事】	【建築工事・水道工事及び設備工事】
		① (直接工事費の額×0.90)×0.75	① (直接工事費の額×0.90)×0.75
		② 共通仮設費の額×0.70	② 共通仮設費の額×0.70
		③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.80	③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.70
低入札価格調査制度		④ 一般管理費等の額×0.55	④ 一般管理費等の額×0.55
における		(2)	(2)
数值的判断基準		下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額	下記の①から④までの合計額から⑤を減じた額
(失格基準)		※(①+②+③+④-⑤)は1万円未満端数切捨	※(①+②+③+④-⑤)は1万円未満端数切捨
		【土木工事】	【土木工事】
(第6条)	総額的 判断基準	① 直接工事費の額	① 直接工事費の額
		② 共通仮設費の額	② 共通仮設費の額
		③ 現場管理費の額×0.80	③ 現場管理費の額×0.80
	(6条第2 号及び附 則)	④ 一般管理費等の額×0.55	④ 一般管理費等の額×0.55
		⑤ 工事価格の3%	⑤ 工事価格の3%
		【建築工事・水道工事及び設備工事】	【建築工事・水道工事及び設備工事】
		① 直接工事費の額×0.90	① (直接工事費の額×0.90) ×0.97
		② 共通仮設費の額	② 共通仮設費の額×0.90
		③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.80	③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10) ×0.90
		④ 一般管理費等の額×0.55	④ 一般管理費等の額×0.55
		⑤ 工事価格の3%	⑤ 工事価格の3%
L	ı		

ただし、上記運用による(2)の額が、下記の合計額 を超える場合は、下記の合計額を総額判断基準とする。 ※(①+②+③+④)は1万円未満端数切捨

## 【土木工事】

- ① 直接工事費の額×0.95
- ② 共通仮設費の額×0.90
- ③ 現場管理費の額×0.80
- ④ 一般管理費等の額×0.55

## 【建築工事・水道工事及び設備工事】

- ① (直接工事費の額×0.90) ×0.95
- ② 共通仮設費の額×0.90
- ③ (現場管理費の額+直接工事費の額×0.10)×0.80
- ④ 一般管理費等の額×0.55

ただし、【土木工事】については、上記運用による(2)の額が、下記の合計額を超える場合は、下記の合計額を総額判断基準とする。

※ (①+②+③+④) は1万円未満端数切捨

## 【土木工事】

- ① 直接工事費の額×0.95
- ② 共通仮設費の額×0.90
- ③ 現場管理費の額×0.80
- ④ 一般管理費等の額×0.55